

文化審議会著作権分科会運営規則等

○文化審議会著作権分科会運営規則

(令和七年五月十六日文化審議会著作権分科会決定)

文化審議会令（平成十二年政令第二百八十一号）第十条及び文化審議会運営規則（平成二十三年六月一日文化審議会決定）第三条第五項の規定に基づき、文化審議会著作権分科会運営規則を次のように定める。

(総則)

第一条 文化審議会著作権分科会（以下「分科会」という。）の議事の手続きその他分科会の運営に関し必要な事項は、文化審議会令及び文化審議会運営規則に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(部会)

第二条 分科会に、使用料部会（以下「部会」という。）を置き、その所掌事務は、分科会の所掌事務のうち、次に掲げる事項を処理することとする。

- 一 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十三条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第二項又は第三十三条の三第二項（これらの規定を同法第百二条第一項において準用する場合を含む。）の算出方法に関する事項
- 二 著作権法第六十七条第一項、第六十七条の二第五項若しくは第六項（これらの規定を同法第百三条において準用する場合を含む。）、第六十八条第一項又は第六十九条第一項の補償金の額に関する事項
- 三 著作権法第九十三条の三第八項（法第九十四条第四項、第九十四条の三第四項及び第九十六条の三第四項において準用する場合を含む。）の報酬又は補償金の額に関する事項
- 四 著作権法第九十五条第十一項（同法第九十七条第四項において準用する場合を含む。）の二次使用料の額に関する事項
- 五 著作権法第九十五条の三第四項及び第六項並びに第九十七条の三第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）において準用する同法第九十五条第十一項の規定による報酬又は使用料の額に関する事項
- 六 著作権法第百四条の六第一項の私的録音録画補償金の額の認可に関する事項
- 七 著作権法第百四条の八第一項の著作権及び著作隣接権の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業のために支出しなければならない私的録音録画補償金の額の割合に関する事項

- 八 著作権法第百四条の十の四第一項の図書館等公衆送信補償金の額の認可に関する事項
- 九 著作権法第百四条の十の六第一項の著作権、出版権及び著作権隣接権の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業のために支出しなければならない図書館等公衆送信補償金の額の算出方法に関する事項
- 十 著作権法第百四条の十三第一項の授業目的公衆送信補償金の額の認可に関する事項
- 十一 著作権法第百四条の十五第一項の著作権及び著作権隣接権の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業のために支出しなければならない授業目的公衆送信補償金の額の算出方法に関する事項
- 十二 著作権法第百四条の二十二第一項の著作権及び著作権隣接権の保護に関する事業並びに著作物等の利用の円滑化及び創作の振興に資する事業のために支出しなければならない補償金及び担保金の額の算出方法に関する事項
- 十三 著作権法第百四条の三十五第一項の確認等事務の実施に関する規程の認可に関する事項
- 十四 著作権等管理事業法（平成十二年法律第百三十一号）第二十四条第一項の使用料規程についての裁定に関する事項
- 十五 万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律（昭和三十一年法律第八十六号）第五条第一項ただし書の補償額の認可に関する事項
- 2 前項の規定は、分科会長が特に必要であると認める場合において、分科会が前項に掲げる事項を自ら処理することを妨げない。
- 3 文化審議会運営規則第四条第三項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項については、部会の議決をもって分科会の議決とする。ただし、第二号から第五号までに掲げる事項にあつては分科会長が重要であると認めるときは、この限りでない。
 - 一 著作権法第六十七条第一項、第六十七条の二第五項若しくは第六項（これらの規定を同法第百三条において準用する場合を含む。）、第六十八条第一項又は第六十九条第一項の補償金の額に関する事項
 - 二 著作権法第九十三条の三第八項（第九十四条第四項、第九十四条の三第四項及び第九十六条の三第四項において準用する場合を含む。）の報酬又は補償金の額に関する事項
 - 三 著作権法第九十五条第十一項（同法第九十七条第四項において準用する場合を含む。）の二次使用料の額に関する事項
 - 四 著作権法第九十五条の三第四項及び第六項並びに第九十七条の三第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）において準用する同法第九十五条第十一項の規定による報酬又は使用料の額に関する事項
 - 五 著作権法第百四条の三十五第一項の確認等事務の実施に関する規程の認可に関する事項
 - 六 万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律

第五条第一項ただし書の補償額に関する事項

(小委員会)

- 第三条 分科会長は、特定の事項を審議するため必要があると認めるときは、分科会に小委員会を置くことができる。
- 2 小委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、分科会長が指名する。
 - 3 小委員会に、主査を置き、当該小委員会に属する委員、臨時委員及び専門委員の互選により選任する。
 - 4 主査は、当該小委員会の事務を掌理する。
 - 5 主査に事故があるときは、当該小委員会に属する委員、臨時委員及び専門委員のうちから主査があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
 - 6 小委員会は、当該小委員会に属する委員、臨時委員及び専門委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
 - 7 小委員会の議事は、当該小委員会に属する委員、臨時委員及び専門委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、主査の決するところによる。
 - 8 主査は、当該小委員会における審議の経過及び結果を分科会に報告するものとする。

(会議の公開)

- 第四条 分科会の議事は公開して行う。ただし、特別の事情により分科会が必要と認めるときは、この限りでない。
- 2 分科会の会議の公開の手続きその他分科会の会議の公開に関し必要な事項は、別に分科会長が分科会に諮って定める。

(利害関係を有する委員の取扱い)

- 第五条 議事について特別の利害関係を有する委員は、その議事に加わることができないものとする。また、委員は議事の当事者とその議事に関し個別に接触してはならないものとする。

(雑則)

- 第六条 この規則に定めるもののほか、分科会の議事の手続きその他分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が分科会に諮って定める。

附 則

- 第一条 この規則は、分科会の決定の日(令和七年五月十六日)から施行する。
- 2 前項の施行日から著作権法の一部を改正する法律(令和五年法律第三十三号)の施行の日(令和五年五月二十六日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日)の前日までの間における本運営規則第二条第一項第二号及び同条第三項第一号

の規定の適用については、第二条第一項第二号中「著作権法」とあるのは「著作権法の一部を改正する法律（令和五年法律第三十三号）による改正後の著作権法（以下「新法」という。）」と、同条第三項第一号中「著作権法」とあるのは「新法」とする。

- 3 第一項の施行日から著作権法の一部を改正する法律（令和五年法律第三十三号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年五月二十六日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日）の前日までの間における本運営規則第二条第一項第十二号及び第十三号並びに同条第三項第五号の規定の適用については、同条第一項第十二号及び第十三号並びに同条第三項第五号中「著作権法」とあるのは「新法」とする。

○文化審議会著作権分科会の議事の公開について

(平成二十四年三月二十九日文化審議会著作権分科会決定)
(令和元年七月五日文化審議会著作権分科会改訂)
(令和五年六月三十日文化審議会著作権分科会改訂)
(令和七年五月十六日文化審議会著作権分科会改訂)

文化審議会著作権分科会の議事（使用料部会及び小委員会の議事を含む。）の公開については、文化審議会著作権分科会運営規則（令和七年五月十六日文化審議会著作権分科会決定）第4条第1項に定めるもののほか、下記により取り扱うものとする。

（会議の公開）

1. 会議は、公開とする。ただし、次の（１）から（３）の案件を審議する場合を除く。
 - （１）分科会長（使用料部会の場合においては部会長、小委員会の場合においては主査とする。以下同じ。）の選任その他人事に係る案件
 - （２）使用料部会の調査審議事項に係る案件
 - （３）上記のほか、分科会長が、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める案件その他正当な理由があると認める案件
2. 会議の日時、場所及び議事を原則として会議開催日の１週間前の日（１週間前の日が行政機関の休日（以下「閉庁日」という。）の場合は、その直前の行政機関の休日でない日）とする。）までに文化庁ホームページに掲載するとともに文部科学省大臣官房総務課広報室に掲示する。

（会議の傍聴）

3. 会議の傍聴は、以下のとおりとする。
 - （１）報道関係傍聴者
（社）日本新聞協会加盟社及びこれに準ずる報道機関から派遣された記者については、会議開催日の３日前（その期間中に閉庁日がある場合においては、その閉庁日を除く。）の日の１７時までに文化庁著作権課（以下「事務局」という。）に登録する。ただし、原則として各所属社につき１名に限り、傍聴を認めるものとする。
 - （２）委員関係者、各府省関係者
委員関係者、各府省関係者については、会議開催日の３日前（その期間中に閉庁日がある場合においては、その閉庁日を除く。）の日の１７時までに事務局に申し込みを行うものとする。ただし、委員関係者及び各府省関係者の陪席は、原則各１名とする。
 - （３）一般傍聴者
上記（１）（２）以外の者については、会議開催日の３日前（そ

の期間中に閉庁日がある場合においては、その閉庁日を除く。)の日の17時までには事務局に申し込みを行うものとする。ただし、事務局は申し込み者が多数の場合、傍聴を制限することができる。傍聴は、原則として申し込み順とする。

4. 本分科会（使用料部会及び小委員会を含む。）の議事については、分科会長の判断により、会議の傍聴を認めることに代えて、事前に登録した者に対するインターネットを通じた生配信によって公開することができるものとする。
5. 分科会長が許可した場合を除き、会議開始後の入室、撮影、録画、録音その他の議事進行の妨げとなる行為は禁止する。
6. 傍聴者が会議の進行を妨げていると分科会長が判断した場合には、退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

（議事録の公開）

7. 議事録は、原則として、発言者名を付して公開する。ただし、分科会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。
8. 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、分科会長は非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

（会議資料の公開）

9. 会議資料は公開とする。ただし、分科会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議資料の全部又は一部を非公開とすることができる。